

## 国東市保育所等従事者特別給付金要綱

〔 国東市告示第 103 号 〕  
〔 令和 2 年 8 月 18 日 〕

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う小学校等の臨時休業が開始された令和2年3月2日から5月31日までの間に、サービスを提供した私立保育所、私立認定こども園及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の従事者に対して、特別給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 給付対象者は、前条の期間中に利用者へサービス提供を継続した国東市内の保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事した者であって通算して10日以上勤務したものとする。

### (給付額)

第3条 特別給付金の給付額は、給付対象者1人につき1万円とする。

### (申請)

第4条 特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市が指定する日までに申請書(様式第1号)を保育所等に提出し、保育所等は提出された申請書に従事者名簿(様式第2号)を添えて、市長に申請を行う。なお、申請者は以下の事項について承諾した上で申請するものとする。

- (1) 市が申請の重複を確認するため、申請関係書類を使用し、問い合わせる可能性があること。
- (2) 申請内容に疑義が生じた場合には、追加資料の提出に応じること。

### (支給決定)

第5条 市長は、前条の申請関係書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは国東市保育所等従事者特別給付金支給決定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

### (支給)

第6条 市長は、支給決定後、速やかに申請者が指定した口座への振込により、特別給付金を支給する。

### (支給しない場合)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金を支給しないものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合

- (2) 前号のほか、給付金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 市長は、給付金の不支給を決定したときは、国東市保育所等従事者特別給付金不支給決定通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

### (給付金の返還)

第8条 市長は、給付金を受給した者に、申請に係る事実と相違があった場合又は支給条件の違反が認められた場合は、国東市保育所等従事者特別給付金支給決定取

消・返還通知書（様式第5号）により、支給決定を取り消し、給付金を返還させるものとする。

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。